

9月議会の一般質問の概要

中津市議会議員 大塚 正俊

1. 消防本部、耶馬溪分署の建替え



浸水想定区域（想定最大規模）

浸水想定区域の指定の対象となる各河川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものです。

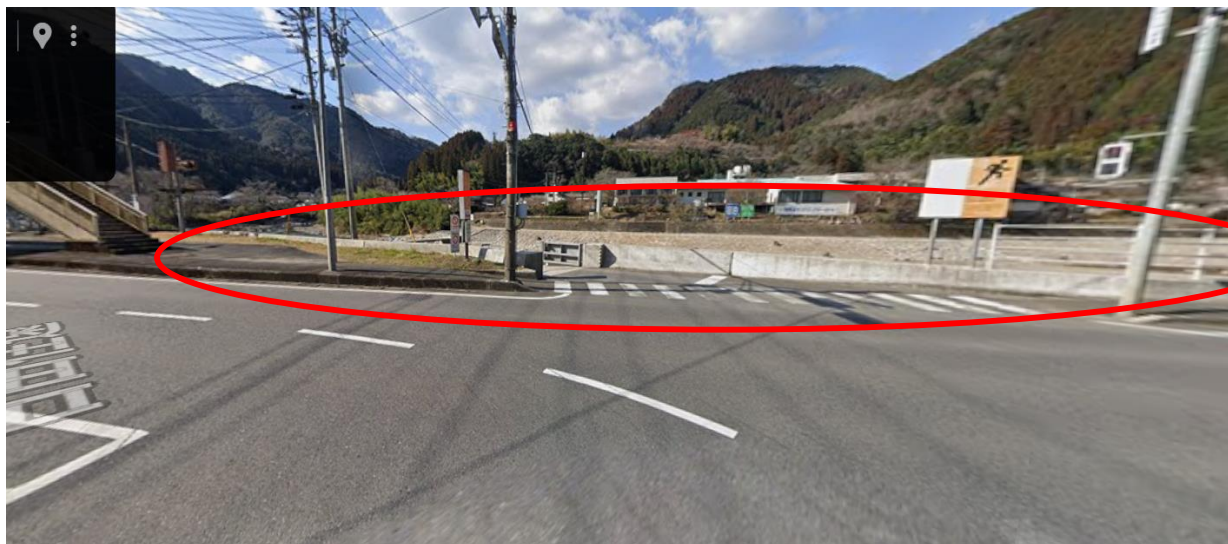
	0.3m未満の区域
	0.3m～0.5m未満の区域
	0.5m～1.0m未満の区域
	1.0m～3.0m未満の区域
	3.0m～5.0m未満の区域
	5.0m～10.0m未満の区域
	10.0m～20.0m未満の区域 右クリックしてIMEオプションを開きます

・消防本部の移転先の適地と現在地の跡地利用は、



・耶馬溪分署の移転先の適地は、

- ・国道212号線柿坂交差点の嵩上げ工事をすべき！



・愛知県豊川市消防署本署庁舎整備

◇ 建設事業費：約34億7,300万円

(単位：億円)

	基本設計 事業費積算時 －【減額項目】	追加工事費等 【追加項目】	物価上昇 ※3	事業費
建設工事費 ※1	29.6	2.5	2.6	34.7

※3 基本設計策定後から建設工事発注時までの物価上昇を含みます。

・今後、10年間に想定される大型事業

事業名	事業費	実質一般財源	運営費の増加	
新学校給食調理場建設事業	約44億円	約38億円	約1.2億円/年	起債の償還利息除く
新清掃工場建設事業	約170億円	約84億円	約3億円/年	〃
学校体育館エアコン整備事業	約12億円	約7億円	交付税措置	〃
消防本署・分署建設	約40億円	約10億円	未定	〃
学校給食費無償化事業	約4億円／年	約2億円	—	国補助率1/2と仮定

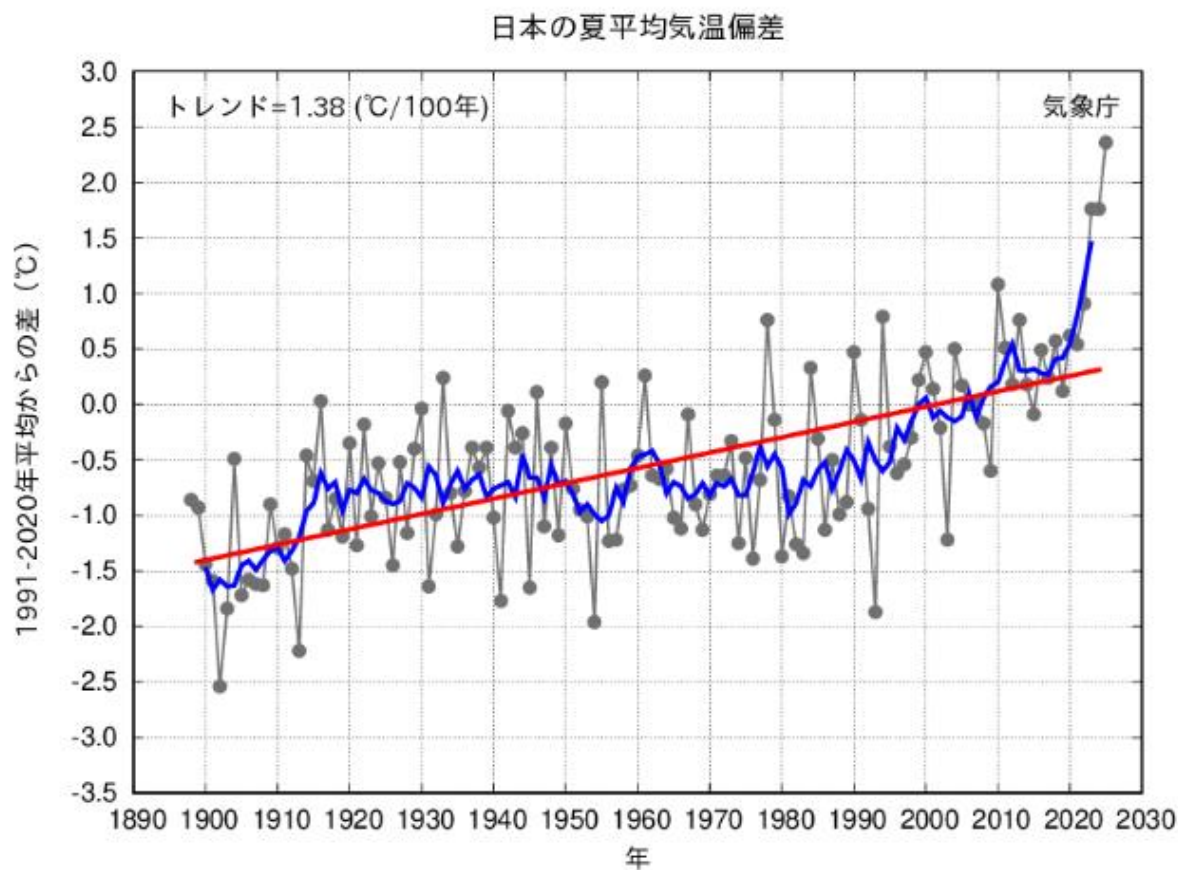
2. 学校体育館の空調整備

気象庁HPより(2.25.9.1公表)

日本の夏(6~8月)平均気温偏差の経年変化 (1898~2025年)

2025年夏(6~8月)の日本の平均気温の基準値(1991~2020年の30年平均値)からの偏差は+2.36°Cで、1898年の統計開始以降、2023年および2024年を上回り最も高い値となりました。日本の夏(6~8月)平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.38°Cの割合で上昇しています。

よくある質問(実際の日本の平均気温は何°C?、長期変化傾向とは?など)



+2.36°C

細線(黒): 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青): 偏差の5年移動平均値、直線(赤): 長期変化傾向。
基準値は1991~2020年の30年平均値。

・急に学校体育館への空調整備を実施することになった理由は、

(参考) 学校体育館への空調整備関係の補助事業の比較

	学校施設環境改善交付金	空調設備整備臨時特例交付金
対象学校種	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校	
対象施設	屋内運動場（学校体育館、武道場）	
算定割合	原則 1 / 3 (令和5年度～令和7年度は 1 / 2)	1 / 2
対象工事費	下限額400万円、上限額7,000万円	
対象期間	—	令和6年度～令和15年度
工事内容	冷暖房設備の新設、これに伴うキュービクル等の設置や断熱性の確保工事	
断熱確保要件	既設もしくは併せて確保	後年度実施が可能に/ 令和15年度までに確保される場合を含む
避難所要件	なし	あり ※災害対策基本法に基づく指定避難所のほか、協定により発災時に避難所として開設される学校を含む。
補助単価	大規模改造（質的整備）の算定方法による	従来の空調単価の約 1.5倍に設定 (35,000円/㎡前後→53,000円/㎡前後)
地方財政措置 (令和6年度)	国庫補助 (1/2) 地方負担 地方債 75% 25% 50.0% 11.25% 26.25% 12.5% 実質地方負担 38.75% ※市町村立の場合。 ※補正予算債等の場合は上記の措置と異なる。	国庫補助 (1/2) 地方負担 地方債 100% 50.0% 25.0% 25.0% 実質地方負担 25%

5

- ・市内小学校20校、中学校10校の空調設備の整備計画は、

【計画年次】

国の交付金採択の状況にもよるが、出来れば数年のうちに整備。

- ・令和7年度に6校整備

※国の空調設備整備臨時特例交付金(補助率1/2)の対象期間は令和15年度まで

【断熱工事】 体育館の窓(北側以外)に遮熱フィルムを設置

【総事業費】 約11億7万円

【概算財源内訳】

国庫補助金;約5億1千万円、地方債;6億4千万円(内交付税措置額3億2千万円)

一般財源;約2千万円

※令和8年度以降も「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」(充当率100%、交付税措置率50%)の活用が可能と仮定

【整備の優先順位】 中学校の整備を優先

3. 北部小学校・幼稚園の送迎用駐車場の確保



教育委員会として、通学の原則は徒歩通学であり、保護者による送迎は認めていません。